国会事項

衆議院

議案送付

十一月十日参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案

原油等の安定的な輸送の確保のための指定水路の利用の合理化に関する法律案

特定貨物保険契約及び特定船舶保険契約の履行の確保に関する特別措置法案

警察官職務執行法の一部を改正する法律案

答弁書受領

十一月十日内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員山本ジョージ提出令和八年熊本地震における自衛隊の災害派遣の撤収手続等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本ジョージ提出令和八年熊本地震における米軍による災害支援の要請手続等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本ジョージ提出東芝の会計処理に係る判決と課徴金納付命令の整合性等に関する質問に対する答弁書

衆議院議員山本ジョージ提出信用保証協会の役員人事における地方公共団体出身者の長期固定化及び政府の是正措置に関する質問に対する答弁書

参議院

議事日程

十一月十一日の議事日程は次のとおり。

議事日程　第五号

令和八年十一月十一日（水曜日）

午前十時開議

第一　地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第二　一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第三　特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第四　国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第五　裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

議案受領

十一月十日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

商法及び国際海上物品運送法の一部を改正する法律案（閣法第二一号）

原油等の安定的な輸送の確保のための指定水路の利用の合理化に関する法律案（閣法第一一号）

特定貨物保険契約及び特定船舶保険契約の履行の確保に関する特別措置法案（閣法第一二号）

警察官職務執行法の一部を改正する法律案（閣法第一五号）

議案付託

十一月十日議長は、次の衆議院提出案を委員会に付託した。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案（衆第二号）

議院運営委員会に付託

質問主意書提出

十一月十日議員から次の質問主意書が提出された。

国民からの公助の要望に関する質問主意書（奥田ふみよ提出）（第二七号）

日本放送協会の受信料未納者及び未契約者への戸別訪問業務の再開に関する質問主意書（齊藤健一郎提出）（第二八号）

答弁書受領

十一月十日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員塩村あやか提出我が国のがん検診における組織型検診への転換及びデータ一元管理に関する質問に対する答弁書（第一五号）

参議院議員塩村あやか提出妊娠初期の女性の保護と母性健康管理指導事項連絡カードの早期周知等に関する質問に対する答弁書（第一六号）

参議院議員塩村あやか提出妊娠初期の流産で産後休業を取得することができない問題等の改善に関する質問に対する答弁書（第一七号）

報告書提出

十一月十日委員長から次の報告書を提出した。

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第二号）審査報告書

特別職の職員の給与に関する法律及び二千二十七年国際園芸博覧会政府委員の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第三号）審査報告書

国家公務員災害補償法及び国家公務員共済組合法の一部を改正する法律案（閣法第四号）審査報告書

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六号）審査報告書

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第七号）審査報告書

人事異動

内閣府

芦澤美智子　落合　孝文

佐藤　主光　杉本　純子　冨田　哲郎

冨山　和彦　中室　牧子　林　いづみ

堀　天子　間下　直晃　御手洗瑞子

願に依り規制改革推進会議委員を免ずる（各通）（十月三十一日）

大橋　弘

願に依り民間資金等活用事業推進委員会委員を免ずる（十一月五日）

芦澤美智子　石山アンジュ　伊藤由希子

大橋　弘　小笠原匡隆　落合　孝文

小宮　暁　杉本　純子　高島宗一郎

瀧　俊雄　冨山　和彦　中室　牧子

細川　珠生　堀　天子　松尾　豊

水町勇一郎　森下　竜一

規制改革推進会議委員に任命する（各通）（十一月十日）

文部科学省

井本佐智子

願に依り日本ユネスコ国内委員会委員を免ずる（十一月四日）

最高裁判所

判事兼簡易裁判所判事　白石　篤史

横浜地方裁判所判事に補する

横浜簡易裁判所判事に補する（十一月一日）

官庁報告

官庁事項

土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定の実施に関する公告

土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第3条第2項第2号及び土地家屋調査士法施行規則（昭和54年法務省令第53号）第12条第1項の規定に基づき、令和８年度土地家屋調査士民間紛争解決手続代理能力認定を次のとおり行う。

令和８年11月12日　法務大臣　山下　貴司

1　申請資格

土地家屋調査士法第3条第2項第1号に規定する研修の課程を修了した者

2　申請期間

令和８年12月４日（金曜日）から令和８年12月17日（木曜日）まで

3　認定申請書の提出等

認定を受けようとする者は、日本土地家屋調査士会連合会から交付を受けた認定申請書を2の申請期間内に自己が入会している土地家屋調査士会（土地家屋調査士会に入会していない者にあっては、その者の住所地を管轄する法務局又は地方法務局の管轄区域ごとに設立された土地家屋調査士会）に提出し、当該土地家屋調査士会においては、各認定申請書を取りまとめた上、令和９年１月８日（金曜日）までに当該土地家屋調査士会の事務所の所在地を管轄する法務局又は地方法務局に提出すること。

なお、認定申請書を提出するに当たっては、認定申請書に土地家屋調査士特別研修の考査成績証明書を添付すること。